

日本結核 非結核性抗酸菌症学会東北支部 会則

第 1 章 名称

第 1 条 本会は日本結核 非結核性抗酸菌症学会東北支部と称する。事務局は支部長に置く。本会は 1949 年 1 月 22 日に発足した。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、日本結核 非結核性抗酸菌症学会の目的及び事業の円滑な運営に協力すると共に、東北地区において会員相互の交流を図り、結核病学及びその関連領域の進歩に寄与することを目的とする。

第 3 章 事業

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 会員相互の連絡及び親睦
3. 認定医・指導医等の育成
4. その他、日本結核 非結核性抗酸菌症学会及び同支部の目的に適った事業

第 4 章 会員

第 4 条 会員は原則として日本結核 非結核性抗酸菌症学会会員である東北地方（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）に学会登録先のある会員を以って組織する。

第 5 章 役員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

・支部長 1 名 ・理事 3 名 ・監事 若干名 ・代議員 正会員数の概ね 7 %

第 6 条 支部長：日本結核 非結核性抗酸菌症学会代議員（東北支部に所属する）の中より互選し、支部を統括する。支部長の任期は 2 年とし、支部長は代議員により支部長選挙にて選任する。

理事：日本結核 非結核性抗酸菌症学会理事（東北支部に所属する）が兼ねる。任期は日本結核 非結核性抗酸菌症学会理事の任期に従う。東北支部親学会定数変更に伴う欠員が生じた時は、選挙時の投票数に従って補充推薦する。理事は理事会を組織し、本会の会務を議決、執行する。

監事：理事以外の代議員の中より理事会が推薦し、代議員の承認を得て支部長が委嘱する。監事は本会の会務、会計の状況を監査する。業務について不正の事実を発見した時はこれを代議員会に報告しなければならない。監事の任期は 2 年とし、重任は出来ないが、再任は妨げない。

代議員：代議員は日本結核 非結核性抗酸菌症学会代議員（東北支部に所属する）が兼ね、代議員会を組織して、次の事項を審議し決定する。

- (1) 学会長の選任
- (2) 監事の承認
- (3) 決算の承認と予算の決定
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

学会長：本会主催の学術集会を主催するため学会長をおく。学会長は原則として、理事を含む代議員の中から選出するが、再任できないため、例外的に代議員以外からの選出も可能とする。学会長の推薦は各県持ち回りとする。該当する県は、その県の代議員が学会長を推薦し、支部長承認を経て、理事会・代議員会で決定する。学会長はその職責上、理事会、代議員会に出席できる。

第 6 章 会議

第 7 条 本会の集会は総会、学術集会、理事会、代議員会とする。

- (1) 総会：毎年 1 回開催。
- (2) 学術集会：年 2 回開催。結核及びその関連領域に関する研究発表、講演会とそれに基づく意見交換を行う。
- (3) 理事会：理事・監事をもって組織し、支部長がこれを招集し、理事の過半数の出席をもって会の成立とする。議長には支部長が当たり、議決は出席理事の過半数により成立とする。理事会は、必要に応じ開催するものとする（書面開催を含む）。
- (4) 代議員会：理事・代議員・監事をもって組織し、支部長がこれを招集し、過半数の出席をもって会の成立とする。議長には支部長が当たり、議決は出席者の過半数により成立とする。代議員会は、必要に応じ開催するものとする（書面開催を含む）。

第 7 章 会計

第 8 条 本会の経費は、日本結核 非結核性抗酸菌症学会の交付金、及び寄付金を以ってこれを充当する。

第 9 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わるものとする。

第 8 章 会則の変更

第 10 条 本会則の変更は、代議員会に於いて出席代議員の 3 分の 2 以上の議決を経るものとする。なお、総会で報告しなければならない。

附則 この会則は 2020 年 3 月 7 日より適用する。

2023 年 3 月 4 日改定

内規

1. 本会から学術集会会長への運営準備金は 20 万円とする。本学会から推薦された会長の場合は 30 万円とする。（本学会主催の開催時）
2. 会長の選出（県の持ち回り順番：呼吸器学会と同一県）：
春季：宮城県は 3 年に 1 回、残り 2 回を他県が担当
秋季：宮城→青森→秋田→福島→山形→岩手の順で県持ち回り。